る部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七を第八十六条の十八とし、第八十六条の十六を第八十六条の十七とし、第八十六条の十五を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第十三条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第七条の規定　水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四　附則第二十条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

五　附則第二十一条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の公布の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条及び第二条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の災害対策基本法（附則第五条において「新災害対策基本法」という。）第百二条の規定は、平成二十五年四月一日以後に発生した同条第一項に規定する災害について適用する。

（災害救助法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の災害救助法第三十一条の規定により厚生労働大臣がした指示は、第三条の規定の施行後は、同条の規定による改正後の災害救助法第十四条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

2　第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の項を次のように改める。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）	一　第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務 二　第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

（水防法の一部改正）

第七条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「又は指示」を「若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三の三第一項中「第五項」を「第六項」に、「第六十条第四項」を「第六十条第五項」に、「第六十一条第三項」を「第六十一条第四項」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第九条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「これがため」を「そのために」に、「第二十四条」を「第七条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　都道府県知事	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の二の項を同表の一の三の項とし、同表の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　市町村長	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第一号を同表第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの	